2025 年 2 月 3 日

2024 年度建築史系研究室修士論文中間発表

韓国における古代社会の影響に関する基礎研究
ー『三国史記』「地理志」記載地名の現在地比定の分析を元にー

中谷礼仁研究室 修士 2 年 碓井 颯

0. レジュメの構成

1. 論文の目次構成案
2. 本研究の概要【序論】
3. 本研究の概要【本論】
4. 研究計画
5. 参考文献
6. 図版出典

1. 目次構成案

【序論】

第 1 章　本研究について

1-1. はじめに
1-2. 既往研究の分類と概要
1-2-1.〈千年村〉研究内の既往研究について
1-2-2. 朝鮮の古代地名とその比定に関する研究
1-3. 本研究の位置付け
1-4. 研究目的
1-5. 本論の構成
1-6. 小結

【本論】

第 2 章 韓国における古代社会と結合した現在地の抽出方法

2-0. はじめに
2-1.『三国史記』の概要
2-1-1.『三国史記』の基本情報
2-1-2.『三国史記』編纂の歴史的背景と手法
2-1-3.『三国史記』の板本
2-1-4.『三国史記』の訳註本
2-2.『三国史記』「地理志」の概要
2-2-1.『三国史記』「地理志」の概要
2-2-2.『三国史記』「地理志」を用いた地名研究
2-3. 小結

第 3 章 朝鮮の行政単位の歴史的変遷と特性

3-0. はじめに
3-1. 朝鮮古代における地方統治体制の基本的性質
3-1-1. 原三国時代の統治体制
3-1-2. 三国時代高句麗の統治体制
3-1-3. 三国時代百済の統治体制
3-1-4. 三国時代新羅の統治体制
3-1-5. 統一新羅時代の統治体制
3-1-6. まとめ
3-2. 新羅を中心とした行政区画の歴史的変遷
3-2-1. 新羅勃興期 (3C 初頭 ~) の地方統治
3-2-2. 新羅勃興期 (3C 初頭 ~) の地方統治
3-2-3. 州郡県成立期 (6C 初頭 ~) の地方統治
3-2-4. 郡県制成立期 (685~) の地方統治
3-2-5. 郡県制再編期 (757~) の地方統治
3-2-6. 本節のまとめ
3-3. 日朝の制度史の比較による朝鮮古代地名プロットの性質
3-3-1. 日本の古代国家における統治制度の変遷
3-3-2. 日朝の村落をめぐる土地制度の比較
3-4. 小結

第 4 章 古代地名プロットの手法に関する検討と地名抽出

4-0. はじめに
4-1.『三国史記』「地理志」を用いた古代地名プロットの手法の検討
4-1-1.『三国史記』「地理志」対象の選定
4-1-2. 行政区画の比定に関する前提
4-1-3. 比定資料の扱い
4-2.『三国史記』「地理志」を用いた古代プロットの作成
4-2-1.『三国史記』「地理志」を用いた古代プロット作成手法
4-2-2. 現在地比定の論拠の整理
4-3. 小結

第 5 章 朝鮮古代地名プロットの性質分析

5-0. はじめに
5-1.QGIS を用いた古代地名プロットの図示・分析
5-1-1. 古代行政単位で分類した古代地名プロット
5-1-2. 比定精度で分類した古代地名プロット
5-1-3. 古代地名プロットと土壌分類図の照合
5-1-4. 古代地名プロットと地質図の照合
5-2. 朝鮮古代地名プロットの分布を中心とした地理学的考察
5-2-1. 朝鮮古代地名プロットの離散性に関する定量評価
5-2-2. 朝鮮古代地名プロットの内陸性に関する定量評価
5-3 小結

第 6 章 朝鮮古代地名プロットの性質考察

6-1. 朝鮮古代地名プロットの内陸性の背景検討
6-1-1. 朝鮮古代地名プロットと韓国河川との関係性
6-1-2. 日韓の地質学的共通項
6-1-3. 韓国と中国地方におけるプロット分布の相似
6-2. 朝鮮古代地名プロットの離散性の背景検討
6-2-1. 日韓における地理的な性質の比較
6-2-2. 古代日韓制度史の比較による古代地名プロットの性質考察
6-3 小結

【結論】

第 7 章 結論

結論
あとがき
謝辞
図版出典
参考文献
巻末資料

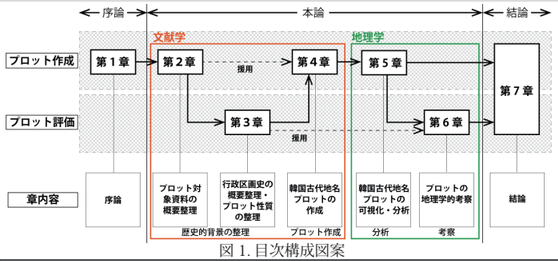

図 1. 目次構成図案

2. 本研究の概要【序論】

1. 研究背景・動機

本研究は 2024 年度の韓国千年村研究の一端の研究として、東アジアという広域で見たときの日本の歴史的な生存環境をもった集落がどういった特性をもつのかを既往研究の整理から示唆的に示し、次年度以降の集落研究の基盤研究としての位置付けを持つ。

2. 研究目的

本研究はプロット「作成」「評価」の以下の二つの側面を持つ。

A.「韓国における古代地名プロット (以下、韓国古代地名プロット) の作成」
・蓄積されてきた古代地名の比定作業の諸成果を、地域のインベントリーとして全国的に位置づける。

B.「韓国古代地名プロットの特徴の分析と構造的理解」
・作成したプロットの特徴の分析、要因の解明
・他のプロットと比較を通じてその相互連関性を明らかにする

対象	韓国全域を対象として
手法	比定研究の引用から韓国古代地名プロットを作成し
結果	新たに作成した韓国古代地名プロットの特性を明らかにし
考察	〈千年村〉候補地プロットとして妥当性の検証と、日本の〈千年村〉との比較分析を踏まえ、韓国における〈千年村〉概念の発見を行う。

表 1. 目次構成図案

3. 研究手法

前項に示したように、本論は韓国における古代地名プロットの「作成」「評価」の二つの目的を持つ。これを踏まえ、研究手法は以下のような構成をとる。
(図 1 も併せて参照)

(a) 本研究が持つ〈千年村〉研究的の立ち位置と研究の構成の提示 (**第 1 章**)
(b)(文献学の既往研究の整理を主として) プロットの底本として優れている史料の概要整理 (**第 2 章**) と制度史からのプロット性質の整理 (**第 3 章**)
(c) 韓国における古代地名プロットの作成 (**第 4 章**)
(d) (地理学的成果を活用して) プロットの可視化と、前章までの韓国における〈千年村〉の特性の考察 (**第 5 章**)

4. 既往研究の分類と位置付け

〈千年村〉は日本で理論構築されてきた関係上、韓国での〈千年村〉の適用を考える場合、日韓村落の制度や地理的条件、生産関係の比較を論じる必要がある。よって〈千年村〉研究を含めた日本の村落史研究についても既往研究として挙げる。また、〈千年村〉適用のための最も重要な論理と考える「行政単位と集落の歴史的関係」についても整理する。また本項で取り上げる文献は修論執筆において重要度の高い文献である。その他の文献一覧はレジュメ最後に記載する。

・〈千年村〉研究内の既往研究について

中谷 (2021) は『和名類聚抄』の記載郷名の比定地研究を用いた〈千年村〉候補地の抽出とその立地特性に関する研究を行なった。本研究も同様の論構成を撮るものとし、『和名類聚抄』の記載郷名の比定地研究を用いた〈千年村〉候補地のプロット (以下、和名抄プロット) との諸条件の比較によって妥当性を展開する。犬伏 (2015) は中谷研修士論文として、韓国で〈千年村〉研究を展開し、『三国史記』「地理志」の古代地名の比定地をプロットしている。本研究はこの論文の史料選定を吟味した上で踏襲した。この論文はプロットを行うことを結論としており、プロットの特性分析には至っていない。また韓国で〈千年村〉を適用する上での条件整理やプロットの妥当性も特に検討されない点など、全体的に粗が多いと言わざるをえない部分が多い。これらプロットの妥当性等の要素を補足的に検討し、更にはより高い考察を与えることが本研究の立ち位置となる。

・『三国史記』「地理志」の史料研究について

本研究は『三国史記』「地理志」を対象史料として選択する (理由は後述)。『三国史記』「地理志」に関して史料特性を把握する基礎的な研究としては井上 (1972) の『三国史記』「地理志」の史料批判によって有名未詳地などを対象とした史料自体の性質考察が展開されている。

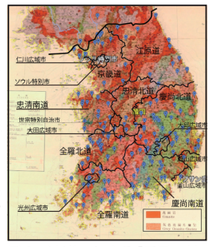

図 2. 犬伏論文による『三国史記』「地理志」を用いたプロット

・『三国史記』「地理志」の地名研究について

『三国史記』「地理志」地理志の地名研究は言語学の分野で戦前から研究が盛んであった。辛 (1951) は『高麗史』・『慶尚道地理志』・『世宗実録地理志』・『新増東国興地勝覧』によって、三国時代から朝鮮王朝に至る地名沿革を求めた。朝鮮にはこのような他の統一的な記述の地誌が存在し、それらとの比較によって地名を復元するのが主流の考えである。本研究で扱う重要な研究は韓国学中央研究院の発行する「韓国古代史料データベース三国史記」である。当データベースは韓国の国史編纂委員会を中心に推進され、公的著作物のデジタル化事業の一環として公開されているオープンデータベースである。地誌による位置比定を中心として、最新の考古学的成果を反映した現在地比定の訳注が掲載されている。本研究は当データベースをもとにプロットを作成した。

・韓国における古代制度史研究について

韓国における古代地名プロットの妥当性、性質を検証するために古代の行政単位を中心とした制度史研究を参照した。藤田 (1957) は「新羅九州五京攷」『朝鮮学報』で新羅時代の地方都市やその構造について『三国史記』「地理志」を中心とした研究を行い、新羅時代における特徴的な地方行政区域である九州と五小京の歴史的地理を検討し、それら地方統治拠点の統治制度である郡県制の性質について分析を行った。木村 (1972) は「新羅郡県制の確立過程と村主制」『朝鮮学報』において『三国史記』「地理志」に記載された郡や県について、その沿革を他の史料である『高麗史』『慶尚道地理志』『世宗実録地理志』『新増東国輿地勝覧』と比較し、それぞれの郡や県の位置関係を復元することで、新羅時代から李朝初期に至るまでのこれらの郡県の歴史的な位置関係の変化を追跡した。それらの作業によって州・郡・県の支配領有関係（領属関係）の特徴を明らかにし、官位制度からの社会統治制度との関連によって中央政権と在地勢力との摩擦の中で新羅郡県制がどのように確立していったかを考察している。本研究はこれらの郡県制の性質と成立背景について考察を行なった大著を既往研究としている。

3. 本研究の概要【本論】

第 2 章 韓国における古代地名と結合した比定地の抽出方法

・プロット対象史料『三国史記』「地理志」の概要

本研究は『三国史記』「地理志」を研究対象とする (妥当性の検討は後述)。『三国史記』は金富軾が 1145 年に編纂した全 50 巻で構成された紀伝体形式の史書で、韓国内に現存する韓半島統一の史料では最古の正史である。『**三国史記**』『**地理志**』は三国時代の地名と編纂期までの地名沿革が羅列されており、朝鮮全土にわたる古代の地名に関する統一的な記述がある。それゆえ古代の地名研究では最も参照される重要な史料となっている。

・『三国史記』の板本の概要

『三国史記』は 1145 年に金富軾が王命を受け製作されたが、その当時の版は逸失している。李朝時代には、1394 年に慶尚道府で写本を基にした板刻が行われ、「太祖 3 年刊行本」として流通した。板本の摩耗を受け、1521 年に李縫一幅が『三国遺事』と併せて改刊し、短期間で完成させた「正徳本」（中宗 7 年刊行本）が現存する最古の完全な板本となった。この正徳本は太祖 3 年版のレイアウトや高麗時代写本の特徴を忠実に再現しており、文脈上の誤字も原形復元が可能である。その後、慶州玉山李氏に所蔵された正徳本は 1913 年に古典刊行会本としてほぼ原寸大で影印され、さらに縮小影印された版が広く普及している。活字本では朝鮮史学会本第三版（昭和十六年（一九四一））が最良と評されており、本研究もこれを利用している。

図 3.『三国史記』第十三巻

第 3 章 朝鮮の行政単位の歴史的変遷と特性

・古代朝鮮での行政単位の歴史的変遷の整理とプロット方針の検討

古代朝鮮における行政単位は日本の律令制下の制度と比較して、異なる歴史的背景と変遷がある。これらを把握するためにまず通史的な政治的背景を 3-1 にて整理し、3-2 で行政単位を含む制度に絞って整理した。区分は⑴新羅勃興期 (3C 初頭 ~) の地方統治、⑵州郡県成立期 (6C 初頭 ~) の地方統治、⑶郡県制成立期 (685 ~) の地方統治、⑷郡県制再編期 (757 ~) の地方統治の 4 つの区分によって整理した。これによって州・郡・県はその成立背景ゆえに最初は地方拠点的性格 (称号的) を持ち、その後行政区画 としての性格を帯びていくようになったことを把握した。またそれゆえに、在地勢力による伝統的支配が継承され続けたことで収奪体系の大きい変化はなく、それゆえ国家的支配関係の基盤は自然村落の支配によるものであったことを確認した。
(∵統一新羅の収奪システムは戸籍での把握ではなく村単位での把握)

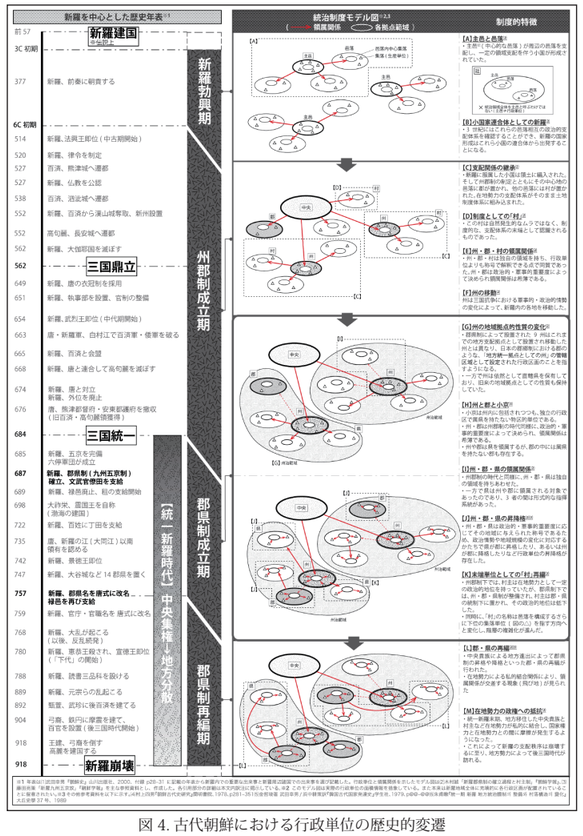

図 4. 古代朝鮮における行政単位の歴史的変遷

・古代朝鮮での行政単位の歴史的変遷の整理とプロット方針の検討

どちらの国も自然村落を収取体系に編成し、どちらの国も行政区画を軸に生産基盤を整えたことから、『三国史記』「地理志」地理志の記載地名の研究を行うことで、歴史的にどのような環境が生存に適していたかを見ることができる。また、もっとも下位の単位であり自然村落を包摂していた「県」だけでなく、中位行政単位でありながら行政拠点としての性質を持っていた「郡」も対象としてみる必要がある。

第 4 章 韓国古代地名プロットの手法に関する検討

【底本】
『三国史記』巻 34 ～ 37　雑志中地理志
尚州・良州・康州・漢州・朔州・溟州・熊州・全州・武州の計 9 州に加え、高句麗・百済・三国有名未詳地分を対象とする。

【比定研究文献】
韓国学中央研究院「韓国古代史料データベース三国史記」を用いる。

【プロット作成作業】
(1) 地名の抽出：韓国古代史料データベースより各郡・縣の名称と註を転記。
(2) 比定地の決定：(1) の転記文より各郡・縣の比定地を抽出、英語と日本語住所を併記。

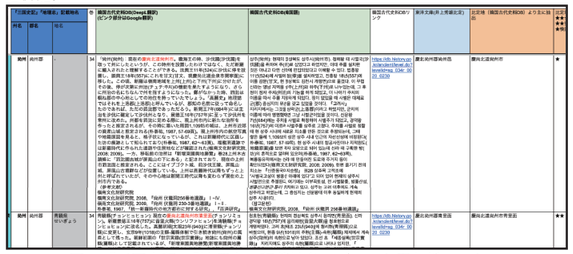

『三国史記』「地理志」記載地名				備考	韓国古代史料DB(Deepl翻訳) (ピンク部分はGoogle翻訳)	韓国古代史料DB(英語版)	韓国古代史料DB ページ	新羅文化祭(井上秀雄訳)	武田祐吉『朝鮮古代史料』より武田訳	比定地（韓国古代史料DB）より武田訳	比定地
漢州	南川郡		34		始作縣(始作), 雲谷縣(雲谷縣), 荒唐縣(荒唐縣), 道谷縣(道谷縣), 奈麻縣(奈麻縣), 沙熱縣(沙熱縣), 買谷縣(買谷縣), 仇乙浦縣(仇乙浦縣), 未知縣(未知縣), 皆伐縣(皆伐縣), 沙平縣(沙平縣), 馬谷縣(馬谷縣), 甲谷縣(甲谷縣), 冬老縣(冬老縣), 冬比縣(冬比縣), 仇刀縣(仇刀縣), 仇斤縣(仇斤縣), 仇次縣(仇次縣), 仇生縣(仇生縣), 仇烈縣(仇烈縣), 仇思縣(仇思縣), 仇知縣(仇知縣), 仇馬縣(仇馬縣), 仇乃縣(仇乃縣), 仇阿縣(仇阿縣), 仇尸縣(仇尸縣), 仇正縣(仇正縣), 仇禮縣(仇禮縣), 仇斗縣(仇斗縣), 仇伐縣(仇伐縣), 仇子縣(仇子縣), 仇烏縣(仇烏縣), 仇火縣(仇火縣), 仇旦縣(仇旦縣), 仇文縣(仇文縣), 仇良縣(仇良縣), 仇谷縣(仇谷縣), 仇川縣(仇川縣), 仇支縣(仇支縣), 仇史縣(仇史縣), 仇西縣(仇西縣), 仇利縣(仇利